

薬生食基発 0331 第 1 号
令和 3 年 3 月 31 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 基 準 審 査 課 長
(公 印 省 略)

「食品衛生法第 8 条に規定する指定成分等の試験法について」の一部改正について

食品衛生法第 8 条に規定する指定成分等の試験法については、令和 2 年 5 月 29 日付け薬生食基発 0529 第 4 号「食品衛生法第 8 条に規定する指定成分等の試験法について」により取り扱っているところですが、今般、同通知中のペエラリア・ミリフィカ試験法について下記のとおり一部改正し、別添のとおりとしますので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

記

7. 分析条件（LC条件）移動相の項

新	旧
0.1vol%ギ酸溶液及び0.1vol%ギ酸アセトニトリル溶液の混液（85：15）を 8 分保持し、（85：15）から（73：27）までの濃度勾配を 2 分間で行い、（73：27）で 8 分間維持する。その後、（73：27）から（2：98）までの濃度勾配を 0.5 分間で行い、（2：98）で 1.5 分間維持する。その後、（2：98）から <u>（85：15）</u> までの濃度勾配を 0.5 分間で行い、 <u>（85：15）</u> で 4.5 分間維持する。	0.1vol%ギ酸溶液及び0.1vol%ギ酸アセトニトリル溶液の濃度（85：15）を 8 分保持し、（85：15）から（73：27）までの濃度勾配を 2 分間で行い、（73：27）で 8 分間維持する。その後、（73：27）から（2：98）までの濃度勾配を 0.5 分間で行い、（2：98）で 1.5 分間維持する。その後、（2：98）から <u>（73：27）</u> までの濃度勾配を 0.5 分間で行い、 <u>（73：27）</u> で 4.5 分間維持する。